

診療情報の開示手続き

当院が保管する診療情報は、当院所定の手続きをしていただくことで、原則として開示することができます。厚生労働省の「個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、開示手続きおよび諸費用を決めてさせて頂いております。

1. 開示請求者

- ・患者様ご本人
- ・患者様の同意を得た患者様のご家族
- ・ご遺族（法廷相続人の代表者）

※開示請求者が患者様ご本人以外の場合、委任状が必要となりますので外来総合窓口へご申告ください。

2. 開示の範囲

診療録、看護記録、処方箋、検査記録、画像記録等、診療を目的として当院が作成または取得した記録。対象期間は院内で規定されている診療録の保存年数とします。

3. 開示申請手続方法

- ・診療記録を含む開示をご希望される場合、外来総合窓口にてご申請ください。
- ・検査記録・画像記録のみの開示は、診察の際に医師にお申し出ください。
- ・開示請求者が来院し、請求者本人であることを証明するもの（運転免許書、マイナンバーカード等）をご提示ください。

4. 診療情報開示可否の決定

- ・診療記録を含む開示： 主治医に照会・相談のうえ、最終的に病院長の判断によりこれを決定します。
- ・検査記録・画像記録のみの開示： 主治医の判断によりこれを決定します。

5. 費用（税込）

診療録の開示	1枚につき
開示手数料	3,300円
謄写	片面 60円
CD-R・DVD	3,300円
診療記録を含む開示	

検査・画像記録(単独)	媒体	事務手数料	1枚につき
検査記録	紙	500円	片面 60円
心電図	紙		1結果 300円
画像記録 ※	CD-R DVD	500円	1,000円
画像記録 ※	フィルム		400円
画像記録 ※	紙		片面 100円

※X線・CT、MRI、超音波・内視鏡

2021年5月1日
医療法人豊仁会三井病院